

個人情報ファイル簿（単票）

6-1-1

個人情報ファイルの名称	畜犬登録台帳
行政機関等の名称	多治見市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境文化部環境課
個人情報ファイルの利用目的	畜犬登録状況の把握のために利用する
記録項目	1鑑札番号、2登録年月日、3所有者の住所、4氏名、5電話番号、6犬の名前、7所在地、8生年月日、9性別、10種別、11毛色、12その他の特徴
記録範囲	犬の登録申請書を提出した者
記録情報の収集方法	所有者からの提出書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東濃西部広域行政事務組合
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）多治見市環境文化部環境課
	（所在地）〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

6-1-2

個人情報ファイルの名称	霊園管理システム
行政機関等の名称	多治見市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境文化部環境課
個人情報ファイルの利用目的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び同施行規則（昭和23年厚生省令第24号）に基づく帳簿の整備 多治見市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和42年3月20日条例第8号）に基づく霊園使用許可証交付
記録項目	1住所、2本籍、3氏名、4生年月日、5使用区画番号、6許可承継情報、7納骨氏名、8納骨住所、9納骨本籍、10納骨生年月日、11納骨死亡年月日、12納骨日、13管理料徴収履歴
記録範囲	多治見市霊園の使用者及び墓地に納骨された焼骨情報
記録情報の収集方法	使用許可申請書、承継申請書、書換申請書、廃止届、及びそれに伴う添付書類（住民票、戸籍全部事項証明書）、埋火葬許可証、改葬許可証、分骨証明書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	■含む。 □含まない。
記録情報の経常的提供先	□有り →提供先（ ） ■無し

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 多治見市環境文化部環境課	
	(所在地) 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町２丁目１５番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ 有り →手続の根拠及び内容（ ） ☒ 無し	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第１号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒有 ☐無	☐ 法第60条第2項第２号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	別途提出書類の紙管理有 (文書管理システム外)	